ＢＨＣ（α－ＢＨＣ、β－ＢＨＣ、γ－ＢＨＣ及びδ－ＢＨＣの総和をいう。）	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 （略）	（略） （略）
ＤＤＴ（ＤＤＤ及びＤＤＥを含む。）	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 （略）	（略） （略）
アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 （略）	（略） （略）
エンドリン	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 （略）	（略） （略）
フィプロニル	牛、めん羊、山羊及び鹿 （略）	（略） （略）
フェンバレレート	牛、めん羊、山羊及び鹿 （略）	（略） （略）
ヘプタクロル	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿 （略）	（略） （略）

タ～テ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア～ウ　（略）

エ　ギ酸は、牛、馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

オ・カ　（略）

キ　次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

飼　料　添　加　物	対　象　飼　料
（略）	（略）
クロストリジウム　ブチリカム（その１）	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
（略）	（略）
バチルス　サブチルス（その１）	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス　サブチルス（その２）	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス　サブチルス（その３）	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
（略）	（略）
ラクトバチルス　アシドフィルス（その３）	牛用及び馬用
（略）	（略）
ラクトバチルス　アシドフィルス（その５）	牛用、馬用及び豚用
（略）	（略）

ＢＨＣ（α－ＢＨＣ、β－ＢＨＣ、γ－ＢＨＣ及びδ－ＢＨＣの総和をいう。）	牛、めん羊、山羊及びしか （略）	（略） （略）
ＤＤＴ（ＤＤＤ及びＤＤＥを含む。）	牛、めん羊、山羊及びしか （略）	（略） （略）
アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）	牛、めん羊、山羊及びしか （略）	（略） （略）
エンドリン	牛、めん羊、山羊及びしか （略）	（略） （略）
フィプロニル	牛、めん羊、山羊及びしか （略）	（略） （略）
フェンバレレート	牛、めん羊、山羊及びしか （略）	（略） （略）
ヘプタクロル	牛、めん羊、山羊及びしか （略）	（略） （略）

タ～テ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア～ウ　（略）

エ　ギ酸は、牛、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

オ・カ　（略）

キ　次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

飼　料　添　加　物	対　象　飼　料
（略）	（略）
クロストリジウム　ブチリカム（その１）	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
（略）	（略）
バチルス　サブチルス（その１）	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス　サブチルス（その２）	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス　サブチルス（その３）	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
（略）	（略）
ラクトバチルス　アシドフィルス（その３）	牛用
（略）	（略）
ラクトバチルス　アシドフィルス（その５）	牛用及び豚用
（略）	（略）